

完全護憲の会ニュース 143号

2026年2月10日
発行：完全護憲の会
〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312
電話・FAX：03-3772-5095
Eメール：kanzengoken@gmail.com
ホームページ：<https://kanzengoken.com/>

目次

第12回 総会の報告	P. 1
1) 第1号議案 2025年度活動経過報告	P. 2
2) 第2号議案 2025年度会計収支報告及び会計監査報告	P. 3
3) 第3号議案 2026年度活動計画について	P. 5
4) 第4号議案 新役員選出	P. 6
第137回 例会の報告	P. 7
事務局報告	P. 7
緊急警告 079号	P. 9
権力の暴走につながるスパイ防止法制定を許すな	
政治の現況について	P. 11
第142回 運営委員会の報告	P. 14
資料 治安維持法と「スパイ防止法」	P. 15

[第12回 総会の報告](#)

完全護憲の会は1月24日、13時00分から、東京都港区の豊岡いきいきプラザにて第12回総会を開催した。総会は、下記の4議案について審議し、原案の一部を修正・加筆して決定した。

- 1) 第1号議案 2025年度活動経過報告
- 2) 第2号議案 2025年度会計収支報告及び会計監査報告
- 3) 第3号議案 2026年度活動計画について
- 4) 第4号議案 新役員選出

原案への修正は、「第1号議案 2025年度活動経過報告」の中の「4. 冊子の発行」について、「③印刷部数500部」を「③印刷部数600部」に訂正した。

また、その後に、次の内容を加筆した。

- ・次号シリーズNo.17の発行について、以下の内容で発行準備を終えた。

タイトル：『福田玲三論考 「新しい戦前」と「古い戦前」について』

コメント：後藤富士子、大畑龍次、柳澤修

総頁数48頁、予価200円、印刷部数500部

その他の意見として、「第2号議案 2025年度会計収支報告及び会計監査報告」について、「収入の部」の「寄付金」と「冊子売上」は「寄付金の実態は冊子売上に伴うものであり、この2項目を『冊子売上』に一本化せよ」との提案があり、次年度から実施することに決まった。

(総会出席者：3名)

第1号議案 2025年度経過報告

2025年度の活動は、第11回総会が1月25日開催されて以降、例会は毎月、勉強会は2、4、5、6、7、10月に開催された。運営委員会は1月を除き2月以降毎月、例会後に開催された。

1. 総会・例会・勉強会の開催 (2025.1.25~12.27)

第11回総会	1月25日	豊岡いきいきプラザ	参加者5名
第125回例会	1月25日	豊岡いきいきプラザ	参加者5名
第126回例会・勉強会	2月22日	新橋ばるーん	参加者5名
第127回例会	3月22日	新橋ばるーん	参加者5名
第128回例会・勉強会	4月26日	三田いきいきプラザ	参加者5名
第129回例会・勉強会	5月24日	三田いきいきプラザ	参加者4名
第130回例会・勉強会	6月28日	三田いきいきプラザ	参加者4名
第131回例会・勉強会	7月26日	三田いきいきプラザ	参加者5名
第132回例会	8月23日	神明いきいきプラザ	参加者4名
第133回例会	9月27日	神明いきいきプラザ	参加者4名
第134回例会・勉強会	10月25日	神明いきいきプラザ	参加者3名
第135回例会	11月22日	三田いきいきプラザ	参加者3名
第136回例会・勉強会	12月27日	三田いきいきプラザ	参加者3名

2. 運営委員会 (2025.2.22~12.27)

第131回運営委員会	2月22日	新橋ばるーん
第132回運営委員会	3月22日	新橋ばるーん
第133回運営委員会	4月26日	三田いきいきプラザ
第134回運営委員会	5月24日	三田いきいきプラザ
第135回運営委員会	6月28日	三田いきいきプラザ
第136回運営委員会	7月26日	三田いきいきプラザ
第137回運営委員会	8月23日	神明いきいきプラザ
第138回運営委員会	9月27日	神明いきいきプラザ
第139回運営委員会	10月25日	神明いきいきプラザ
第140回運営委員会	11月22日	三田いきいきプラザ
第141回運営委員会	12月27日	三田いきいきプラザ

3. 緊急警告の発信（2025.1.1～12.31）

071号	「大崎事件」再審の扉を閉じる最高裁に問う	3月22日
072号	最高裁は生活保護費引き下げの違法性を早期に判断せよ	3月26日
073号	拉致問題の解決には、まず痛切に反省せよ	4月5日
074号	政府は違法な生活保護費減額を謝罪し、被害の回復を図れ	7月30日
075号	政府と国会は早急な再審法の改正を図り、冤罪被害者を救済せよ	8月1日
076号	自民・維新連立を選出した高市政権の右傾化を危惧する	10月21日
077号	「台湾有事は存立危機事態」発言、高市首相は直ちに撤回せよ	11月18日
078号	生活保護費違法減額補償、政府は厚労省方針を再考せよ	11月26日

4. 冊子の発行

・シリーズNo.16 『草野好文氏論考 国家・政府が戦争を選択するということ』
2025年7月発行 実費200円

①総頁数 60頁

②執筆者 草野好文（2025.5.13逝去）

コメント執筆 稲田恭明、福田玲三、大野和佳、柳澤修

③印刷部数 600部

・次号シリーズNo.17 の発行について、以下の内容で発行準備を終えた。

タイトル：『福田玲三論考 「新しい戦前」と「古い戦前」について』

コメント：後藤富士子、大畑龍次、柳澤修

総頁数 48頁、予価 200円、印刷部数 500部

5. 編集会議

シリーズNo.16号発行にあたって、編集会議は特に設定されなかった。

6. 会員の状況

2025年1月第11回総会の79名より、2026年1月1日現在78名となっている。

7. 当会ホームページへのブログ投稿及び反戦・平和川柳投稿箱

会員、読者の皆様の投稿を選定し、随時、例会で紹介し当会ホームページ投稿箱へ掲載した。

(以上)

第2号議案 2025年度会計収支報告及び会計監査報告

収支報告書 (2025年1月1日～12月31日)

収入の部		支出の部	
内訳	金額	内訳	金額
繰越金(現金)	10,965	出版・例会諸費	417,000
繰越金(預金)	138,482	交通費(交際費を含む)	7,896
繰越金(振替口座)	120,326	通信費(切手・封筒)	25,870
前期繰越金 合計	269,773	事務費	440
		料金(振替)	15,513
寄付金	291,518	支出 合計	469,719
冊子売上(含む郵送代)	131,378		
例会参加費	13,800	繰越金(現金)	4,787
収入 合計	436,696	繰越金(預金)	226,036
		繰越金(振替口座)	5,927
		次期繰越金 合計	236,750
前期繰越金および収入 合計	706,469	支出および次期繰越金 合計	706,469

会計監査報告書

2025年1月1日より12月31日までの振替用紙、通帳、現金、領収書等を監査の結果、相違ないことを認めましたので報告いたします。

2026年1月15日

完全護憲の会 代表 殿

会計監査員 滝口忠雄 ㊞

3号議案 2026年度活動計画について

1月23日召集の通常国会冒頭で高市早苗首相は衆院を解散した。国民の生活を置き去りにし、「台湾有事答弁で悪化した日中関係」「旧統一協会内部文書で高市の名が32回登場」問題などの追及をかわし、支持率の当面の高さに賭（か）けた党利党略の暴挙だ。

昨秋、自民党・維新の会による連立政権合意書には、憲法改悪、スパイ防止法の制定、長距離ミサイルの展開、殺傷能力のある武器輸出の容認など、戦争前夜を裏書きしている。

私たちは「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように」「不断の努力」を払うべきとする憲法の要請を実践してきた。そして4～5年まえから言われ始めている「新しい戦前」を「新しい戦争」にしないことに、さらに全力を挙げる。この目標を基本として以下の内容を2026年度の活動計画とする。

1. 例会・勉強会・運営委員会について

- ①毎月1回、例会・運営委員会を開催する（原則第4土曜日）。
- ②例会は、事務局報告と「政治の現況」報告を基本とする。
- ③勉強会は、「政治の現況」報告から議題を選定し当日の勉強会テーマとし、適宜、外部講師を招いて憲法問題をテーマに講演会を企画する。なお、外部講師依頼にともなう謝礼は、当会の財政状況から交通費程度を限度とする。
- ④運営委員会は、例会・勉強会終了後に開催する。運営委員会は、例会の運営方針と当会ニュース及び冊子の編集・発行について議論する。冊子の編集・発行の実務に関しては、運営委員会のもとに「編集会議」を適宜招集し、運営委員以外の会員・外部の執筆関係者の参加も可とする。
- ⑤例会及び講演会開催では、会場費・資料代として参加費300円をいただく。

2. 緊急警告の発信について

政治の違憲行為に対して、適宜、緊急警告を発信する。

3. 他の護憲運動との連携について

- ①当会の力量の範囲で、他の護憲運動、とりわけ草の根の護憲運動との連携・交流を図る（ホームページにおけるリンク設定を含む）。
- ②全国各地の護憲運動に注目し、当会の力量の及ぶ範囲でこれを宣伝し、行動に参加する。

4. インターネット上での発信について

- ①日々生起する憲法の違憲状況について、会のホームページ上で違憲告発（緊急警告）の発信を行う。
- ②当会ホームページへのブログ投稿や反戦・平和川柳投稿箱への投稿を募る。

5. 冊子の刊行について

- ①年2回の発行をめざす。
- ②冊子発行にあたっては適宜、運営委員会の下で編集会議を開催する。

6. これまでの刊行物の普及・販売活動に努める。
- ①憲法集会始め各種の集会に刊行物を持ち込み普及・販売活動に取り組む。
 - ②会員に普及・販売活動への参加を呼びかける。
7. 財政の健全化について
- ①ニュースの郵送費が増大して当会の財政を圧迫していることから、今後も随時、Eメール送信への切り換えを進めていく。
 - ②名簿の整理を行い、適正な郵送体制を確立する。
 - ③印刷物の発行数を会員・読者の実態に合わせる。

(以上)

第4号議案 新役員選出候補（任期1年）

(候補者名)

1) 共同代表

福田玲三

2) 事務局員

大西喜与志、福田玲三

3) 運営委員

大西喜与志、大野和佳、鹿島孝夫、福田玲三、柳澤 修

4) 会計監査

滝口忠雄

(以上)

第 137 回例会の報告

第 12 回総会に続いて、第 137 回例会を同会場で開催した。(参加者 3 名)

例会では、福田共同代表が来信 2 件、緊急警告の発信を中心に事務局報告 [<別紙 1>](#) を行ない、柳澤委員が政治の現況 [<別紙 2>](#) を報告した。

「事務局報告」中、緊急警告の 077 号と 078 号はすでに前号の「事務局報告」で紹介したため、今号では 079 号を掲載する。

政治の現況では、「アメリカがベネズエラに軍事攻撃、大統領を拘束、高市首相はノーコメント」、「中国が日本向け輸出規制の強化発表、名目は軍備増強につながる物品の輸出禁止」、「高市首相、通常国会冒頭の衆議院解散検討、与野党選挙準備本格化」、「立憲・公明が新党『中道改革連合』結成で合意、右傾化政権への対抗軸めざす」、「再審制度改革、法制審議会が『試案』、証拠開示の限定と検察の不服申立禁止せず」などが報告され、この中で日中関係について、以下のような様々な意見が出された。

- ・高市首相は「国会答弁」での失言があっても、読売新聞の世論調査では高市内閣を「評価する」が 62%、「評価しない」の 25%を大きく上回ったという。中国の威圧的な言動がかえって日本の中国に対する友好感情を傷つけている、と。
- ・高市首相の失言が中国の猛反発を招いているが、これを高市首相は自身の支持拡大に利用し逆手にとっている。痛ましい限りだ。
- ・日中戦争にでもなれば、日本が勝てる見込みはない。
- ・米国は台湾を守るつもりはない。
- ・台湾は中国の一部ではない。台湾が中国に属したことはない。

※編集より補足：台湾はオランダによる支配後 1662 年初めて漢民族に統治され、1684 年清朝に編入。清は 1895 年日清戦争に負け台湾を日本に割譲。1912 年辛亥革命で孫文が南京に「中華民国」を設立、清が崩壊。21 年北京で結党した共産党と内戦を断続しつつ連携して列強と戦う激動期が続く。1946 年中華民国は共産党政権と内戦を再開、49 年に北京が勝利し「中華人民共和国」を建国、中華民国は台湾に撤退し台北に遷都。(出典「世界史の窓」、「Wikipedia」等)

なお、国連では米国の支援で中華民国が中国代表として創設メンバー・常任理事国を務めたが、1971 年に米国が現・中国に急接近、国連代表は中国に決まり、台湾は除名され「地域」と扱われる。46 年制定「中華民国憲法」に実効支配領域を加憲したが、国名や大陸領有の規定は残る。

<別紙 1 >

[事務局報告](#)

1) 来信 2 件

◇ 東京・三鷹事件 再審請求人の死去にあたっての声明

三鷹事件の真相を究明し、語り継ぐ会
日本国民救援会中央本部

1949 年 7 月 15 日、旧国鉄・三鷹駅で無人電車の暴走により 6 名の尊い命が失われた三鷹事件で死刑が確定した故竹内景助さんの第三次再審請求審で弁護団は 10 月 20 日、再審請求人である景助さんの長男である竹内健一郎さん (82 歳) が亡くなっていたことを明らかにした。死刑確定から 70 年を経て初めての裁判所による証人尋問が決定した矢先の訃報であり、痛恨の極みである。

竹内景助さんは一審で無期懲役、控訴審で証拠調べもなく死刑となり、最高裁では裁判官 15 名中 8 対 7 という僅差で死刑が確定した。1956 年、竹内さん本人が申立てた第一次再審請求は 10 年間放置され、1967 年に竹内さんが脳腫瘍で獄死したことにより再審手続きは終了となった。

44 年後の 2011 年、長男の健一郎さんが第二次再審を申立てたが、13 年後の 2024 年 4 月に最高裁に特別抗告が棄却され終了。これを受けて健一郎さんと弁護団は、同年 9 月、第二車両のパンタグラフが発車時から上がっていたことを示す鑑定など 8 点の新証拠をもとに第三次再審を請求した。(中略)

弁護団は、パンタグラフの証人尋問が 11 月に実施されることを健一郎さんに伝えようとしたが連絡が取れず、5 月 8 日に亡くなられていたことが判明した。

心よりご冥福を祈るとともに、再審法の不備が今日の事態を招いたことを強く訴えざるを得ない。

第二次再審で、裁判所は 13 年もの時間をかけながら一度も事実調べを行わず、手続きは終了した。

第三次再審では、検察官の「反論書」提出が二度にわたって遅延し、申立てから第一回の進行協議まで 1 年が経過した。せめて「反論書」が期限通り今年 3 月に提出されていれば、健一郎さんは証人尋問の知らせを聞いたかもしれないと思うと、悔しさと怒りを禁じえない。

さかのぼれば、第一次再審でも竹内景助さんの申立ては 10 年間放置された。10 年目の 7 月 15 日、東京高裁・樋口勝裁判長が記録検討を開始し、秋には竹内さんの尋問と証拠調べに入ろうとした矢先、検察側の妨害により実現しないまま、翌 1 月 18 日に竹内さんは獄死を遂げた。

親子二代にわたり、その雪冤のたたかいは希望の光がさしはじめたところで打ち切られた。

この非人間的な再審の制度は根本から問い直されるべきである。再審法の改正が今国会で速やかに行われることを強く希望する。

私たちは、再審については弁護団、関係者の判断を尊重しつつ、ひきつづき三鷹事件の真相を究明する市民的な運動を続けていく決意を新たにすることである。

(2025 年 10 月 21 日)

◇ 短歌

伊藤 篤 (愛知県)

- ・ さなえちゃん 安倍の猿真似 しかできぬ 「バカイチ総理」 日本の汚点
- ・ 民意無視 党利党略 解散で 「バカイチ早苗」 時間・金ムダ

〈コメント文〉

高市首相の「通常国会冒頭での解散決定」を批判する野党も多い。が、「首相の衆議院解散権乱用」なんていう非民主的独裁極まるやり口への歯止めできるような制度改正案を、どの野党も提案しないことが情け無いです(～議院を解散できる権限なんか、あの強大な権力持つアメリカ大統領でさえ与えられていないのに)。憲法七条に記されているからやむを得ぬ、と諦めるのは、あまりにも知恵が無いのでは？

2) 緊急警告の発信 3 件 (077 号～079 号)

[緊急警告 077 号](#) 「台湾有事は存立危機事態」発言、高市首相は直ちに撤回せよ (前号掲載)

[緊急警告 078 号](#) 生活保護費違法減額補償、政府は厚労省方針を再考せよ (前号掲載)

緊急警告 079 号 [権力の暴走につながるスパイ防止法制定を許すな](#)

一部勢力の主張を背景に「日本はスパイ天国」といった言説が、度々繰り返されている。更に近年は、「厳しい安全保障環境」という言葉とセットになって、スパイ防止法制定が政治課題として急浮上している。連立を組む自民・維新のほか、国民民主、参政なども新法制定に前向きな姿勢と言われる。

しかし、我々はまず立ち止まりたい。本当に新法を創設しなければならないほどの「立法事実」は存在するのか。この一点が明確でないまま、国民の権利を制約する法案を拙速に成立させるべきではない。

そもそも「日本はスパイ天国」という表現は長らく政治的プロパガンダとして利用されてきた歴史がある。確かに諸外国による情報活動は現実問題として存在するだろう。しかし、それは日本に限らず各国に共通する国際政治の常態であり、特定の国だけが極端に「無防備」とであると断言する根拠は乏しい。

情報機関の未整備や摘発件数の少なさが「スパイが多い証拠だ」と語られることもあるが、逆に言えば、それだけ現行法や捜査手段で実害が明確な事件として立証されにくいということでもある。もし実態として甚大な被害が存在するのなら、まず示されるべきは事例と証拠だ。恐怖心を煽るだけの言説に基づいて刑罰法規を強化するのは、民主主義国家としてあまりに粗雑である。

新法制定に先立ち、「特定秘密保護法」「自衛隊法」「外為法」「不正競争防止法」など、機密漏洩や安全保障に関わる既存法制度の検証が欠かせない。現行法の運用改善や捜査当局の体制強化で対応できる部分があるなら、まずはそこから着手すべきだろう。

刑事立法の基本は「最後の手段」である。新たな罪と罰を設ける以上、それが不可欠であると説明されなければならない。だが現状、スパイ防止法の必要性を裏付ける具体的な危険と損害は明瞭に示されておらず、「立法事実」は霧の中にあると言わざるを得ない。

仮にスパイ防止法が制定されれば、「国家機密」や「安全保障上の利益」といった広範な概念が法の運用に委ねられる危険性がある。これらの定義が曖昧なままでは、恣意的な解釈によって政府が批判的な言論や調査報道を抑圧する口実となりかねない。

過去には冤罪と批判された事件や、技術情報に関わる事件で捜査の妥当性が疑問視された例もある。「大川原化工機事件」を思い起こしてほしい。公安警察が恣意的に事件を捏造したおぞましい事件である。こうした先例を踏まえれば、新法が導入された場合、捜査機関による「疑わしきは罰する」的な運用へ傾斜し、研究者・技術者・ジャーナリスト、市民活動家までもが捜査対象に含まれる危険は否定できない。

その萎縮効果は計り知れない。学術・報道・民間技術開発といった領域は、健全な社会と経済の根幹を支えるものであり、疑念や監視が常態化すれば活力を失う。国家安全保障の名のもとに国家自体の基盤を損ねるのでは本末転倒だ。

もうひとつ看過できないのは、捜査機関や行政に与える権限の肥大化である。

- ・通信傍受の範囲拡大
- ・捜査令状の基準緩和
- ・行政の内部判断での立件促進
- ・第三者機関の監督不在

これらが一度法制度に組み込まれれば、民主国家の根幹である「権力分立」「市民の監視権」は形骸化し、国家と国民の力関係は一方的に傾く。

政府を信頼し、捜査機関を尊重することは必要だが、当然に政府も捜査機関も過ちは犯す。「権力は腐敗する。絶対的な権力は絶対的に腐敗する」は、歴史が証明している。戦前・戦中の日本における「治安維持法」でどれだけ市民の自由が奪われたことか。決して忘れてはならない。権力に歯止めをかけるための市民による権力の監視と制限が正常に機能するというのが立憲主義であり、民主主義の基本である。

立憲主義の観点から見るとスパイ防止法は、基本的人権と法の支配を定めている日本国憲法と真っ向から衝突する。特に次の四条項が侵害される危険がある。

第一に、憲法第 21 条が保障する「表現の自由」および国民の「知る権利」への重大な侵害である。何が機密であるかを政府が独占的に決定すれば、報道機関による検証や市民の監視は封じられ、主権者が政治を判断するための情報は遮断される。

第二に、憲法第 31 条の「適正手続き」の原則への抵触である。罪刑法定主義に基づけば、何が犯罪となるかは明確でなければならない。しかし「国家機密」や「安全保障上の利益」という曖昧な概念を拡大解釈すれば、市民はどの行為が処罰対象か予見できず、法の支配は崩壊する。

第三に、憲法第 13 条が保障する「個人の尊重」と「公共の福祉」への侵害だ。スパイ防止法に伴う広範な適性評価（身辺調査）は、個人の経歴、思想、交友関係を国家が根掘り葉掘り暴くことを正当化する。これは「個人の尊厳」を根本から侵すものであり、プライバシー権への重大な侵害である。

第四に、憲法第 18 条が禁じる「意に反する苦役」や不当な拘束への懸念である。定義不明確なまま強力な捜査権限が与えられれば、個人の身体の自由は国家の恣意によって容易に脅かされる。

「敵がいる」「国が狙われている」といった感情的なスローガンは、民主主義を弱体化させる常套手段である。スパイ防止法案の議論が、具体的な事実や統計に基づく冷静な検討ではなく、イデオロギー的な対立や愛国心の競い合いに埋没する危険を、我々は強く警戒したい。

国家が安全を守ることは重要だ。しかし、それは「自由で開かれた社会」を守るためであるはずだ。もし安全保障の名のもとに言論が封じられ、市民が監視され、政治が疑われぬ権能を得るならば、そこで守られるのは国家の体面であって、国民の生活ではない。

スパイ防止法という強権的な法制度は、「机上の脅威」への過剰反応として社会に深い傷を残しかねない。必要なのは、法の新設ではなく、事実に基づいた現行制度の検証と、冷静な議論の積み重ねである。

未知の危機を誇張し、恐怖と不安を煽る政治ではなく、証拠と説明責任に基づく政治を取り戻すところこそ、今求められている。民意がそれを見過ごすなら、自由な社会の基盤は静かに、だが確実に侵食されていく。

(2026 年 1 月 14 日)

3) 集会の案内

◇ 憲法の今を問う！「憲法を武器として～恵庭事件 知られざる 50 年目の真実」

第 74 回文京上映会

日 時：2 月 21 日（土） 14：00

場 所：文京区民センター 3C 会議室

参加費：1000 円

◇ 令和 6 年度 非核・平和学習会 西東京市

ノーモア 広島・長崎 ～核兵器のない世界をどう実現するか～

講 師：日本原水爆禁止協議会 田中熙己代表委員

月 日：2025 年 2 月 22 日（土）14：00 開演（13：30 開場）

場 所：文華女子高等学校（西東京市西原町 4-5-85）

問い合わせ：西東京市協同コミュニティー課 042-420-2821

共 催：非核・平和をすすめる西東京市民の会

◇ 3・1 朝鮮独立運動 107 周年 大軍拡と戦争国家の道、排外主義反対！

今こそ東アジアの平和な未来を！

○ 屋内集会

日 時：2月28日（土）14：00

場 所：文京区民センターA2

○ 屋外集会

日 時：3月1日（日）14：00

場 所：JR 新宿駅・南口

主 催：「3・1 朝鮮独立運動」日本ネットワーク

連絡策：日韓民衆連帯全国ネットワーク 電話 070-6997-2546

◇ フクシマ原発事故から 15 年 止めよう原発 3・7 全国集会

——持続可能で平和な社会を

日 時：3月7日（土）14：00

場 所：東京・代々木公園 B 地区

主 催：3・7 脱原発全国集会実行委員会

事務局：さよなら原発 1000 万人アクション実行委員会 03-5289-8224

◇ 週刊金曜日・南部読者会

日 時：2月27日（金）14：00～16：30（時間注意） 会場費：参加者均等負担

場 所：大田区消費者生活センター第3集会室（JR 蒲田駅 東口徒歩5分）

4) 当面の日程

第 139 回例会・第 144 回運営委員会 3月28日（土）13:00～ 神明いきいきプラザ集会室 C

第 140 回例会・第 145 回運営委員会 4月25日（土）13:00～ 豊岡いきいきプラザ集会室 B

第 141 回例会・第 146 回運営委員会 5月23日（土）13:00～ 三田いきいきプラザ集会室 B

<別紙 2> [政治の現況について](#)

(1) 主なニュース一覧 (2025/12/21～2026/1/20)

- * アメリカがベネズエラに軍事攻撃、大統領を拘束、高市首相はノーコメント (1/3)
- * 中国が日本向け輸出規制の強化発表、名目は軍備増強につながる物品の輸出禁止 (1/6)
- * 高市首相、通常国会冒頭の衆議院解散検討、与野党選挙準備本格化 (1/11)
- * 立憲・公明が新党「中道改革連合」結成で合意、右傾化政権への対抗軸めざす (1/15)
- * 再審制度改革、法制審議会が「試案」、証拠開示の限定と検察の不服申立禁止せず (1/20)

(2) 新聞社説、ニュース記事（議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載）

① 読売新聞 2026 年 1 月 9 日 社説

輸出規制の強化 中国の経済的威圧は許されぬ

自分たちの意に沿わない相手に対し、一方的に威圧を強め、譲歩を迫るのは中国の常套（じょうとう）手段である。経済を武器に使った不当な措置は、断じて容認できない。

中国が、軍民両用（デュアルユース）の製品について、日本への輸出を禁止すると発表した。

禁輸となる具体的品目など不明な点が多いものの、電気自動車やスマートフォンなどに不可欠なレアアース（希土類）の関連製品が含まれる可能性が高いという。

中国は、尖閣諸島沖で中国漁船が海上保安庁の船に体当たりした 2010 年にも、レアアースの日本への輸出を止めたことがある。その後、日本政府や企業は調達先を中国以外に広げてきたが、今も約 7 割を中国に依存している。

今回、レアアースの禁輸が長引けば、日本の製造業が減産などに追い込まれる恐れがある。政府は G7（先進 7 か国）などと協力し、サプライチェーン（供給網）の拡大に取り組みねばならない。

日本企業には、中国との貿易にはリスクがあると改めて認識し、冷静に対応してもらいたい。

中国には、日本が軍事力を強化している、と国際社会に訴える意図があるのだろう。日本を貶（おとし）めるための宣伝戦のレベルを一段引き上げたと言える。

中国商務省は、禁輸の理由について「日本の指導者が公然と台湾海峡への武力介入の可能性を暗示した」とする談話を出した。

台湾有事を巡る高市首相の昨年 11 月の国会答弁を撤回させるため、日中関係を悪化させている責任は首相個人にある、と印象づけようとしているようだ。

中国軍は台湾を取り囲む形の大規模な演習を繰り返し、昨年末にも実施した。地域の緊張を高めているのは中国自身ではないか。

日本政府や経済界は、対中関係の安定を望んでいる。日中友好が大事であることは当然である。

しかし、先月の読売新聞の世論調査で、高市内閣の中国に対する姿勢を 62%が「評価する」とし、「評価しない」の 25%を大きく上回ったことが示しているように、中国の威圧的な言動がかえって日本の友好感情を傷つけている。

中国の習近平政権はかねて、自由貿易体制を擁護すると強調している。政治的な意図から対日貿易を制限することは、中国の国際的な信用を損ねるだけだ。

政府は、中国の振る舞いがいかに独善的か国際社会に訴えつつ、経済的威圧をやめるよう中国に粘り強く働きかける必要がある。

② 毎日新聞 2026 年 1 月 19 日 ニュース記事

中道改革連合、安保関連法は「合憲」と記載 基本政策を発表

立憲民主党と公明党が結成した新党「中道改革連合」は 19 日、基本政策を発表した。「『生活者ファースト』を政治の原点に据え、平和を守る人間中心の社会の実現を目指す」とし、食料品の消費税ゼロや選択的夫婦別姓の推進などを盛り込んだ。

立憲の本庄知史政調会長と、公明の岡本三成政調会長が東京都内で記者会見した。

五つの柱として、一人一人の幸福を実現する、持続可能な経済成長への政策転換▽現役世代も安心できる新たな社会保障モデルの構築▽選択肢と可能性を広げる包摂社会の実現▽現実的な外交・防衛政策と憲法改正論議の深化▽不断の政治改革と選挙制度改革——を掲げた。

集团的自衛権の行使を一部容認する安全保障関連法を巡っては、「存立危機事態における自国防衛のための自衛権行使は合憲」と記載した。

原発政策については「将来的に原発へ依存しない社会」を目指すとした上で、安全性の確認や実効性のある避難計画、地元合意を踏まえて再稼働を認める姿勢を打ち出した。

③ 朝日新聞 2026年1月20日 社説

大義なき冒頭解散 国民より首相の「自己都合」優先

メディアで検討が報じられてから10日。ようやく高市首相が記者会見を開き、23日召集予定の通常国会冒頭で衆院を解散し、27日公示、2月8日投開票の日程で衆院選を行うことを表明した。

解散から投開票までわずか16日間。各党が公約を練り上げ、有権者がそれを吟味する時間を与えない戦後最短の「短期決戦」である。

■支持率頼みの「奇襲」

首相は「高市早苗が首相でよいのかどうか、主権者たる国民に決めてもらう」と述べ、「責任ある積極財政」や安保政策の抜本改革など、重要な政策転換の是非を問うとした。公約に食料品の消費税率を2年間ゼロにすることを盛り込むことも明言した。

しかし、確実視されていた新年度当初予算案の年度内成立を難しくしてまで、なぜ今なのか。納得できる説明とは言えない。国民生活より自らの権力基盤の強化を優先した「自分ファースト解散」というほかない。

衆院選は一昨年初に行われたばかり。今の議員は任期4年のうち、1年3カ月しか務めていない。昨年の参院選を含めると、わずか1年4カ月で3度目の国政選挙となる。

首相は高市政権のめざす政策が、前回の衆院選の自民党の公約には含まれておらず、自民、日本維新の会の与党で過半数の議席を得ることで、「政策実現のギアをもう一段上げたい」と語った。

昨年10月の内閣発足以来、政権選択選挙の洗礼を受けていないことを「ずっと気にかけてきた」とも述べたが、物価高対策など「目の前の課題」に専念すると繰り返し、国民に信を問う必要性には一言も触れてこなかったのは首相自身だ。解散を正当化する後付けにしか聞こえない。

高市内閣は今のところ、高い支持率を維持しているが、通常国会が始まれば、政権の内外の諸施策のみならず、自民の政治資金や世界平和統一家庭連合（旧統一教会）との関係をめぐる問題が俎上（そじょう）にのぼるのは必至だ。

人気がしばまぬうちに、野党の不意を突いて、与党の議席を増やしたい。それが本音ではないか。

■解散権の乱用だけ

1月の衆院解散は1990年の海部内閣以来、36年ぶりである。この間、歴代政権は国民生活に直結する予算案と関連法案の年度内成立を最優先に考えてきた。

真冬の選挙は、雪国の候補者や有権者にとって、負担が大きい。受験シーズンでもあり、18歳になって選挙権を得た若者を投票から遠ざける恐れもある。

地方自治体はただでさえ、新年度予算案の編成や、国の補正予算に盛り込まれた物価高対策の執行があるというのに、ふってわいた選挙事務が加わり、繁忙を極める。

首相はきのう、雪国や自治体の人への感謝や配慮を口にしたが、自らの判断による国民各層への影響を、どこまで真剣に考えたのだろうか。

朝日新聞の社説は、時の首相が与党に有利なタイミングで恣意（しい）的に衆院を解散できる現在の運用を見直すべきだと、繰り返し主張してきた。

内閣不信任案が衆院で可決された場合の対抗策である解散（憲法69条）ではなく、内閣の助言と承認による天皇の国事行為としての解散（憲法7条）である。

衆院議員は4年の任期をまっとうし、腰を据えて政策の実現に当たる。7条解散は内閣と衆院が対立して政策が前に進まない時などに限る。それが筋ではないか。「大義なき解散」が繰り返されぬよう、解散権のあり方も、衆院選で議論してもらいたい。

■熟慮の政治はどこへ

冒頭解散の動きが伝わると、連動して政界には大きなうねりが起きた。

ひとつは、維新の代表でもある吉村洋文大阪府知事と横山英幸大阪市長が任期途中で辞職し、大阪都構想への再挑戦の是非を問うダブル出直し選を衆院選に合わせて行うことになったことだ。

もうひとつは、石破前政権まで与野党に分かれていた立憲民主党と公明党が、中道勢力の結集を掲げ、新党の結成を決めたことだ。

住民投票で2度否決された都構想をこのタイミングで蒸し返す背景には、衆院選での埋没を避ける、「国保逃れ」への批判の矛先をかかわすなどの思惑も指摘される。

保守色の強い高市政権への対抗軸をめざす中道新党にも、支持率低迷に悩む両党の選挙対策という側面がある。

いずれの動きも、党内や支持者の幅広い理解を得る努力は後回しで、トップダウンで急に決まった。政治の場から「熟慮」「熟考」が消え、目先の動きへの反射的な対応が強まっていることを憂う。

首相が打ち出した食料品の消費税ゼロも、持論ではあっても、党内の合意が得られず、物価高対策としての即効性がないなどとして、慎重姿勢にとどめていたはずだ。このタイミングで踏み込んだのは、野党の政策に抱き着く争点つぶしではないのか。財源確保を後回しにした転換は、責任政党の姿とはいえない。

④ 産経新聞 2026年1月20日 ニュース記事

再審見直し、法制審が「試案」示す 証拠開示規定を新設 検察不服申し立て禁止せず

法務省は20日、再審制度の見直しを議論する法制審議会（法相の諮問機関）部会の第16回会合で、要綱案の取りまとめに向けた「試案」を示した。再審請求審で裁判所が相当と判断した場合、検察に証拠開示を命じる規定を新設。過去に同じ事件の審理に関与した裁判官に担当させない「除斥」制度を導入する。一方、開始決定への検察の不服申し立て禁止は盛り込まず現状維持とした。

部会は2月上旬までの取りまとめを目指す。

試案は法制化を想定する6項目からなる。証拠開示制度では、裁判所が「請求理由に関連する証拠」について、必要性や開示後の弊害を考慮した上で、検察官に提出を命じなければならないと規定。開示証拠の再審手続き以外での使用を禁じる罰則付き規定も設けた。

新たな手続きとして、請求を受けた裁判所は「遅滞なく」調査し、請求理由がないことが明らかな場合などを除き「審判開始」を決定するとした。

第142回運営委員会の報告

1月24日（土） 三田いきいきプラザ
出席：大西、福田、柳澤

第142回運営委員会は、冊子シリーズ17号の配布状況と次号シリーズ18号について議論した。

1. 冊子シリーズ17号について

- ・現在まで、シリーズ17号の振替入金が10件ほどあった。

2. 冊子シリーズ18号について

- ・戦前の「治安維持法」による犠牲者の実態と新しい「スパイ防止法」制定の動きにからめ

- て、当会会員から投稿したいとの話がある。
- ・このテーマについては次号冊子の検討課題としてほしい。
-

資料 [治安維持法と「スパイ防止法」](#) (AIにより鹿島作成)

◇ 治安維持法の歴史（戦前日本）

治安維持法（1925年制定）は、戦前の日本において国体（天皇制）や私有財産制度を否定する思想・運動を取り締まるための法律。主に社会主義・共産主義運動の弾圧に用いられ、次第に言論・思想全般の統制へと拡大した。

1. 制定の背景（1925年）

1920年代、日本では労働運動や農民運動、社会主義思想が広がる。

1922年に日本共産党が結成され、政府は「国体変革」や「私有財産否認」を目指す運動を危険視。同じ1925年には普通選挙法も成立し、政治参加が拡大する一方で、体制維持のために治安維持法が制定された。

目的は「国体の変革」および「私有財産制度の否認」を目的とする結社や運動の取り締まり。

2. 1928年改正と弾圧の強化

1928年の改正で最高刑が死刑に引き上げられた。

同年の「三・一五事件」などで共産党関係者が大規模に検挙された。

思想そのものを処罰対象とする傾向が強まった。

この時期から、単なる行動だけでなく思想や信条が問題とされるようになる。

3. 1930年代：戦時体制下での拡大運用

満州事変（1931年）以降、軍部の影響力が増大。

1930年代後半には、共産主義者だけでなく、自由主義者、宗教団体関係者、学者、ジャーナリストなども対象に。

「転向（思想を捨てること）」を強要する取り調べが行われた。

思想犯を収容するための特高警察（特別高等警察）が中心的役割を担った。

4. 終戦と廃止（1945年）

1945年、日本の敗戦後、連合国軍総司令部（GHQ）の指令により廃止。

思想・言論の自由を保障する新しい憲法体制へ移行。

1947年施行の日本国憲法では、思想・良心の自由（第19条）や表現の自由（第21条）が明記された。

5. 治安維持法の特徴と評価

特徴

思想そのものを処罰対象とした点

目的が曖昧で、拡大解釈が可能だった点

特高警察による厳しい取り締まり

歴史的評価

国家による思想統制・弾圧の象徴的法律とされる。

一方で、当時の国際的な共産主義運動の拡大や社会不安を背景に成立したという側面もある。

◇ 治安維持法と「スパイ防止法（正式な全国法は未制定）」の違いについて

1. 目的の違い

■ 治安維持法（1925–1945）

目的：国体（天皇制）や私有財産制度の維持

「国体の変革」や「私有財産制度の否認」を目的とする思想・結社を処罰

共産主義・社会主義運動の弾圧が中心

☞ 「体制に反対する思想」そのものが標的になった。

■ スパイ防止法（構想・議論）

目的：国家機密の保護、安全保障の確保

外国のために機密情報を収集・漏洩する行為を処罰

対象は「思想」ではなく情報漏洩などの行為

☞ 「外国への機密漏洩」という具体的行為が中心。

2. 処罰対象の違い

比較項目	治安維持法	スパイ防止法（想定）
処罰対象	思想・結社・目的	機密情報の取得・漏洩行為
重点	国内の体制維持	対外的安全保障
問題点	思想統制につながった	報道・市民活動への影響懸念

※治安維持法は「何を考えているか」が問題になりやすかったのに対し、

スパイ防止法は「何をしたか（機密を漏らしたか）」が問題になる。

3. 現代日本の関連法

日本には現在、包括的な「スパイ防止法」はない。

代わりに：

- ・特定秘密の保護に関する法律（2013年成立）
- ・防衛・外交などの「特定秘密」を漏らした場合に罰則

憲法では：

- ・日本国憲法第19条（思想・良心の自由）
- ・第21条（表現の自由）

が保障されており、戦前のように思想そのものを処罰する仕組みは認められていない。

4. 本質的な違い（まとめ）

治安維持法：国内の「思想」を統制する法律

☞ 「体制に反対する考え」を取り締まる

スパイ防止法：国家機密を守るための「行為」を罰する法律

☞ 「外国に情報を渡す行為」を取り締まる

以上

[目次に戻る](#)